

2018年度②

民 法

(全 3 ページ)

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

民 法②

I 下記についてそれぞれ 80 字以内で説明しなさい。(20 点)

- (1) 禁反言の法理
- (2) 物権的請求権

II 次の問題〔1〕〔2〕のうち、1 問を選択して解答しなさい。(100 点)

〔1〕次の事実をふまえた上で、下記の問い合わせに答えなさい。(100 点)

(事実)

- 1 A には妻 B と一人息子 C がいた。
- 2 A は叔父の D からその所有する甲土地を賃借し (1995 年 4 月 1 日)、同日、甲土地上に建築する乙建物の建築資金として D から 2005 年 12 月 31 日までに全額を返済するという約束で 1000 万円を無利息で借り受けた。
- 3 A はその担保として完成した乙建物に D のために抵当権を設定し、登記も経由した (1996 年 2 月 5 日)。
- 4 D は他にもいくつか不動産を有していて甲土地は当分使う予定ないということだったので、A D 間では甲土地の賃貸借契約期間は特に定めていなかった。
- 5 A は乙の 1 階で丙ラーメン店を営み、2 階、3 階は A、B、C 3 名が居住していた。
- 6 A の丙ラーメン店の営業は当初は順調であったが、2003 年 4 月に近隣に全国で有名なラーメン店の系列店が出来、丙の営業は悪化していった。
- 7 A の D に対する債務の弁済期限の 2005 年 12 月 31 日時点で A の残債務はなお 200 万円残っていたが、その支払が出来ないままになった。D はそのうち A が何とかするだろうと思い、そのままにしていた。
- 8 2016 年 3 月 25 日に A は妻 B と冬山に出かけて雪崩にあい、死亡してしまった。
- 9 警察の調べでは、A と B の死亡の先後は不明であった。A、B には A 名義の乙建物 (借地権付きの時価として 1000 万円) 以外にはめぼしい財産はなかった。
- 10 2016 年 4 月 20 日にすでに成人していた C は相続を原因として乙の名義を自己名義に変えた上で、同年 5 月 1 日付で乙を D の承諾を得て E に 1000 万円で売却し、

所有権登記もEに移転した。

11 なお、CはDから乙譲渡の承諾を得る際に、Cが相続したAのDに対する残債務200万円はCがEから得る乙の対価から弁済すると言ったのでDがこれを承諾した。

(問い合わせ1) DはCにAの残債務200万円の支払を請求したが、返答がないので2016年6月末には乙に対する抵当権を実行しようと考えた。このことを知ったEは、AのDに対する債務の履行期から10年以上経っているのだから、何とか抵当権実行を阻止できないのかと思案し、民法に詳しいあなたにDの抵当権の実行を阻止する法的手段を相談に来た。あなたは何と回答しますか。条文上の根拠をあげて書きなさい。

(60点)

(問い合わせ2) Dが乙への抵当権の実行を検討している最中の2016年6月20日にCがDにAの残した残債務200万円を弁済し、乙に対するDの抵当権は消滅し、同日、抵当権設定登記も抹消された。ところが2017年2月15日に、Aの娘であるというFが死後認知の訴えを起こし、2017年6月30日にそれが認められた。この場合のFとCの法律関係を論じなさい。(40点)

[2] 次の事実をふまえた上で、下記の問い合わせ（それぞれ独立した問い合わせである）に答えなさい。(100点)

2009年5月1日、Aは、自己所有の本件土地甲上に建物乙を建設する資金として、甲に抵当権を設定してXから10年間で元利金を均等分割弁済するとの約定で1億円を借り入れ（利息・遅延損害金については略す）、抵当権は同日登記された。同年11月2日、乙が完成して、乙の建物保存登記と、Xに対する借入金返済債務を担保するための乙上の共同抵当権の追加設定登記が行われた。

同年11月4日、YはAとの間で乙の1階部分（2階以上の部分はAの居宅）を、期間5年（自動更新特約付）、賃料月額50万円（前月末日払）、保証金300万円で借りる契約を結び、保証金と11月分の賃料を支払って乙に入居し、小売店営業を開始した。2014年にこの賃貸借契約は自動更新され、2017年8月現在もYが小売店を営業している。

2015年12月28日、Aは、乙をZに譲渡し、2階以上の部分をZに引き渡し、Y

には以後は Z が賃貸人となる旨の通知をし、同日乙の所有権移転登記が行われた。A
Z は甲の地代を年額 12 万円と定めた。

2016 年 5 月 2 日、A は、X に対する債務の弁済ができなかった。

(問い合わせ 1) 2017 年 2 月 1 日に X が甲について抵当権の実行を申し立て、同年 8 月
1 日に X 自身が買受人となって甲の所有権移転登記を備えたとすると、X と Z および
X と Y の間の法律関係はどうなるか (この順に論じなさい)。(40 点)

(問い合わせ 2) 2017 年 2 月 1 日に X が乙について抵当権の実行を申し立て、同年 8 月
1 日に X 自身が買受人となって乙の所有権移転登記を備えたとすると、X と Z および
X と Y の間の法律関係はどうなるか (この順に論じなさい)。(60 点)